

## 市町村別 幼児期の教育・保育のニーズ量及びその確保方策

(令和2年3月10日時点の報告に基づき作成しています。)

### 用語説明

#### ・ 1号

3歳から5歳で、幼児期の学校教育を希望し、その認定（1号認定）を受けた子供を示します。（利用先：幼稚園、認定こども園）

#### ・ 2号

3歳から5歳で、保育を必要とし、その認定（2号認定）を受けた子供を示します。（利用先：保育所、認定こども園）

#### ・ 3号

0歳から2歳で、保育を必要とし、その認定（3号認定）を受けた子供を示します。（利用先：保育所、認定こども園、小規模保育等）

#### ・ 確認を受けない幼稚園

子ども・子育て支援新制度の適用を受けず、私学助成により運営される幼稚園です。

#### ・ 離島その他の地域において特例保育を実施する施設

平成26年度までへき地保育所であった施設です（へき地保育所とは、児童福祉法第39条に規定する保育所を設置することが著しく困難であると認められる地域に設置される、児童を保育するための施設で、都道府県知事が指定したものです）。

